

生徒心得

高校生としての本分を自覚し、学習に、生活に、知力・気力・体力を鍛え、進取の精神と公正な行動に満ち、誠実・勤勉・礼節を尊ぶ堅実な校風を樹立しよう。

1 礼儀

礼儀を重んじ、他人の人格を尊重し、明朗にして健全な校風の育成につとめる。言葉は粗雑にならないようにつとめる。

2 服装・身だしなみ

服装・頭髪は高校生にふさわしく端正なものとする。

(1) 学校指定の制服とする。

① 男子制服

(ア) 冬服 指定のブレザー、ズボン、長袖カッターシャツ、ネクタイ着用。

(イ) 夏服 指定のカッターシャツ、ズボン着用。

(ウ) 合服 指定の長袖カッターシャツ、ズボン、ネクタイ着用。

○指定のベストを着用してもよい。

② 女子制服

(ア) 冬服 指定のブレザー、スカート、長袖ブラウス、リボン着用。

○指定のズボン着用時はネクタイを着用してもよい。

(イ) 夏服 指定のブラウス、スカート着用。

(ウ) 合服 指定の長袖ブラウス、スカート、リボン着用。

○指定のベストを着用してもよい。

○ズボン着用時はネクタイを着用してもよい。

③ 着用注意点

(ア) ズボンには黒・紺色等華美でないベルトを着用。

(イ) スカートのウエスト位置で着用し、スカート丈は膝が隠れる位置とする。

(ウ) 合服着用時に、指定のベストのみ着用。(カーディガンの着用はできない)

(エ) 学校指定の夏服カッターシャツ・ブラウスの裾にはスリットがあり、ズボン・スカートの上に裾を出して着用。ただし、長袖カッターシャツ・ブラウスはズボン・スカートの中に裾を入れて着用。男子夏服を除く指定のシャツ・ブラウスの第一ボタンをとめる。

(オ) 夏期(6～9月)のみネクタイ・リボンの着用は各自で判断する。

(カ) 冬服着用時に指定のベスト、黒・紺色のカーディガンを着用してもよい。

(但し、ブレザーの裾から、はみ出さない)

(キ) ソックスは黒・紺・白で柄はワンポイントまで、ストッキングはベージュ・黒とし、華美でないこと。

(2) コート、ジャンパーなどは華美でないものとする。

(3) 化粧・装身具等の着用などは禁止する。

(4) 女子の頭髪については、肩にかかる長さ以上になった場合は、ゴムで結ぶ。

(5) 頭髪において、染色・脱色・パーマなど特別に手を加えたものは禁止する。

(6) その他、制服・身だしなみに関する指導基準は別途指示する。

(7) 怪我、病気等で個別対応の必要な場合は申し出ること。

3 交 友

交友（男女の交際を含む）については互いに人格を尊重しあい、明朗な交際をし、友情をもって常によき友となるよう心がける。生徒間の金銭や物品等の貸し借りは避ける。

4 通 学

- （１）登下校に関しては交通道德・交通法規を守り、常に公共心をもって行動する。
- （２）登下校の際は、制服を着用し生徒手帳（生徒証明書）を携行すること。
- （３）欠席・遅刻・早退・欠課の届出は確実に言い、無断欠席・無断早退等はしてはならない。

5 学 習

知見を深めるよう予習・復習等を積極的に行い、楽しい学習ができるよう努める。学習中妨害となるような言動があってはならない。

6 校 内 生 活

- （１）始業から放課後までは校外に出ない。やむを得ない場合には担任等に申し出て、外出許可証をもらう。
- （２）上履きや所持品には、学年・組・氏名を記入する。
- （３）学習に必要な物品は学校に持ってこない。
- （４）貴重品はなるべく学校に持って来ないようにする。やむを得ず貴重品又は多額の金銭を所持して登校したときは、担任に保管を依頼する。
- （５）校具・公共物は大切に取り扱い、万一破損した場合には速やかに担任等に届け出る。
- （６）紛失、盗難、拾得物のあったときは、速やかに担任等に届け出る。
- （７）清掃を徹底し、気持ちのよい学習環境をつくる。
- （８）規則正しい生活をし、健康管理、体力強化につとめる。
- （９）携帯電話・スマートフォンの使用は禁止する。

7 校 外 生 活

- （１）パチンコ店など、１８歳未満の出入り禁止の場所、酒類を提供する店等への出入りは禁止する。
- （２）飲酒・喫煙等は禁止する。
- （３）夏季（５月～９月）は午後１０時、冬季（１０月～４月）は午後９時以降の夜間外出は禁止する。特に女子の一人歩きはさける。
- （４）外泊は禁止する。やむを得ない場合には双方の保護者の承諾を得て行う。
- （５）如何なる場合といえども交通道德、交通法規を厳守する。万一違反や事故が発生したときは速やかに担任を通じて学校に届け出る。
- （６）三ない運動（原付・自動二輪について、免許を取らない・買わない・乗らない）を厳守する。
- （７）外出するときは原則として制服を着用し、必ず生徒証明書を携行する。
- （８）アルバイトは、原則として許可しない。

8 賞 罰

下記事項に該当する生徒に対しては、褒賞又は懲戒処分および教育的指導を行う。

(1) 褒章

- ①生徒会、農業クラブ、家庭クラブ活動において優れた功績のあった場合。
- ②HR活動において、特に優れた行動のあった場合。
- ③学業、性行ともに優れ、他の生徒の模範となった場合。
- ④学校内外において、著しい善行のあった場合。その他賞賛に値する行動のあった場合。

(2) 懲戒処分及び教育的指導

- ①学校又は他人の金品を盗んだ場合。
- ②学校の施設・設備を故意に破損した場合。
- ③飲酒、喫煙行為のあった場合。
- ④考査において不正行為のあった場合。
- ⑤暴力的言動をもって他人に危害又は恐怖の念を与えた場合。
- ⑥交通違反を起こした場合。
- ⑦不良・不純交友行為のあった場合。
- ⑧教育上不適切と認められる場所へ出入りした場合。また、教育に不適切と認められる集会又は結社に加わった場合。
- ⑨その他、教育的に判断し不適切な言動があった場合はその都度判断する。

9 学校の許可

下記の事項については、学校に届け出て許可を受けること。年度にまたがる事項については、各年度更新とする。

- (1) 自転車通学（単車通学は、許可しない）
- (2) 運転免許取得（3年の学校指定時期から、卒業等に支障のない生徒に限り許可する）
- (3) 集会参加や生徒だけで行い、かつ宿泊を伴う旅行、キャンプ、海水浴等